

かすみがうら市手数料条例 抜粋

屋外広告物 許可申請 手数料	広告物等の種類 (広告物等の意義は 規則で定めるところ によるものとし、アか らナまでに掲げる広 告物等の種類に該当 しない広告物等は、 アからナまでのうち 当該広告物等に最も 類似した種類に分類 するものとする。)	ア はり紙、ポスター	1件につき50枚までごとに	300
		イ はり札	1件につき10枚までごとに	500
		ウ 立看板	1枚につき	300
		エ 広告板	1枚につき3平方メートルまでごとに	750
		オ 広告塔	1枚につき3平方メートルまでごとに	750
		カ アーチ	1基につき3平方メートルまでごとに	900
		キ 電柱巻立広告	1枚につき	300
		ク 電柱塗装広告	1枚につき	300
		ケ 電柱袖付広告	1枚につき	300
		コ 広告幕	1件につき	650
		サ つり下げ看板	1件につき	450
		シ 標識広告	1件につき	300
		ス 照明広告	1基につき3平方メートルまでごとに	800
		セ 電光ニュース、 ビジュアルボード等	1基につき	6,000
		ソ アドバルーン	1個につき	1,700
		タ 近隣店舗等案内広告	1枚につき2平方メートルまでごとに	800
		チ 車体利用広告	1枚につき3平方メートルまでごとに	650
		ツ 広告旗	1枚につき	350
		テ 店頭装飾	1基につき	1,500
		ト 置広告	1基につき	700
		ナ 横断幕	1枚につき	650

円